

Title	アダム・スミス研究の模索主題：水田洋氏の批判に答える
Sub Title	Some groping subjects of Adam Smith scholarship, a rejoinder to Prof. Mizuta's critique
Author	田中, 正司
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1990
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.82, No.4 (1990. 1) ,p.916(248)- 922(254)
JaLC DOI	10.14991/001.19900101-0248
Abstract	
Notes	批判・ 応答
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19900101-0248

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

アダム・スミス研究の模索主題

——水田洋氏の批判に答える——

田中正司

1

『三田学会雑誌』82巻2号に掲載された水田洋氏の「アダム・スミス研究の新展開」と題する書評論文は、拙著『アダム・スミスの自然法学』のはらむ問題点を発掘し、正当に論評することは誰にでもできることではないという、自他ともに認める日本のスミス研究の第一人者としての責任感とひそかな自負に基づいているように感じられる。事実、同氏の書評論文は、それぞれの評者の問題関心と学风を「反映」する形でそれぞれの角度からなされた隅田忠義、田中秀夫、新村聡、星野彰男氏その他の諸氏の書評とちがって、世界的なスミス研究の動向をはっきり踏まえた上で、拙著の内実が大きく踏込んだ論評・評価になっている。辛口の批評家としても知られる国際的なスミス研究者の批判をえて、ロック研究から出発した著者としては、多年の労が報われた思いで、感謝の気持が先に立ち、取り立てて反論する気持も必要もないが、同氏の論評で顕在化してきた問題の所在を明確にすることは、スミス研究の前進のためにも望ましいことなので、日本ではいまだ一般化していない批判—応答という慣行の確立を意図されているかに推測される編集者の好意に甘えて、スミス研究の問題点を模索・開拓する形で、あ

えて rejoinder を書かせていただくことにした次第である。

2

水田氏は、ミークとホーコンセンに代表されるこれまでの『法学講義』Aノート（以下、LJAと略称）研究との対比において拙著の論理が内容的に両者の見解の止揚・両面批判的性格をもつことを明らかにした上で、拙著のメリットを4—5点に分けて考察することから行論を出発させている。

評者が拙著の第一のメリットとされる「TMSとLJAをあわせて一体として、ハチスンの『道徳哲学体系』の批判として位置づけた」（199ページ。以下、引用ページ表示は、数字のみ記す）点は、私のスミス研究の基本視角をなすもので、スミスの思想形成の根幹・生誕地がハチスンの道徳哲学体系にあった次第を論証しようとした著者の研究の意義を正当に評価してもらえたことは喜びに耐えないが、著者自身としては『道徳感情論』（以下、TMSと略称）を根幹とするスミス思想の出自と本質を理解するにはさらに本書ではほとんど論及しなかったハチスンの『情念論』（1728）理解が不可欠である次第を付記しておきたい。TMS⇒LJにおけるスミスのハチスン批判の基本対象は、本書のハチスン論の基

* 本欄は、水田洋「アダム・スミス研究の新展開」（本誌82巻2号）への応答である。〔編集委員会〕

軸をなした『美と徳の観念の起源探求』(1725)と『道徳哲学体系』(1755)に集約されるが、TMSの最大の想源をなし、ハチスンの実践道徳論に代る一人一人関係倫理の展開を積極的に鼓吹したのは、ハチスンの諸著作の中では何よりも『情念論』であった次第が大きく注目される要がある。スマスは、『情念論』の実践倫理学に触発されて、逆に『探求』と『体系』に代表されるハチスンの「道徳哲学体系」の総体批判の必要を痛感したのであり、その次第が明確になるとき、スマスが倫理学としてのTMSで正義＝法の原理論を展開し、経済学に進んでいった経緯もより鮮明に理解されることであろう。

第二の、TMSの「状況的適宜性」論をLJの四段階論に結びつけて展開した点は、第一の視点に基づく著者の問題意識の必然的帰結として、本書の中心主題をなす点である。この観点こそ、 $TMS \Rightarrow LJ \Rightarrow WN$ (『国富論』)を貫徹するスマスの社会科学体系の中核論理で、スマスにおける経済学の生誕の鍵をなすとともに、スマスにおける歴史的批判の論理の核心をなすものであった。その点に正当に着目し、そのもつ意義をホーコンセンミークとの対比において浮き彫りにしたのはさすが水田氏ならではの着眼で、その洞察力に改めて敬意を表する次第であるが、著者としてはこの論理の対応概念としてのハチスンのいう「特定自然法」論の具体的展開のうちに第1—2編の理論分析と3—4編の歴史的現状批判からなる『国富論』の世界の基礎をみている次第を付言しておきたい。

スマスの思想主題をスコットランド啓蒙思想の中心テーマであった「富と徳性」問題との関連で取上げた第三点の評価は新村氏にまかせるとして、第四の、これまでの「スコットランド啓蒙研究」のなかで軽視されがちであった自然法学のながれのなかに、ハチスンからスマスへの

発展をくみいれた」(199)点に関しては、評者の指摘される「自然法思想史」展開の意図は著者にはない。著者の自然法学への関心をこれまでのスマス研究における自然法への言及と区別して正当に評価してもらえたのは光栄であるが、本書における著書の主題は、プーフENDORFとロックに体现された近代自然法学と自然法思想を「道徳感覚」理論によって経験・主体化しようとしたハチスンの道徳哲学体系の批判的克服による自然法学の道徳感情論的再構成がスマスの中心主題をなし、そのなかから経済学が生誕してきた次第を論証する点に限定されたものにすぎない。

この主題は、逆に、上述の第1—第2—第3の主題と方法と当然のことながら密接不可分、機械的に分離しうるものではない。論点が4—5点に分解されることによって、拙著の主題と特色・意義が鮮明になったことは感謝に耐えないが、著者の中心主題は、上述の諸論点をセットにした形で、スコットランド啓蒙の外側にいたジェームズ・ステュアートを唯一の例外として、なぜスマスにだけ経済学が生誕したのかという、スマスにおける経済学の生誕の根拠・背景を思想史的に究明し、その認識論的基礎を明らかにしようとした点にある。スマスにおける経済学の生誕の直接の契機をなす治政論の分析を次著に譲りながら、副題をあえて「スコットランド啓蒙と経済学の生誕」とした所以はそこにある。

評者の提起した論点の整理をしながら、私は図らずも著者の意図を語る結果になってしまった。書物の意図は著書それ自体をして語らしむべきものであり、著者が自らの意図を語る羽目に陥ったのは、評者の強調される著者の悪文のせいと自らの非才を嘆くほかないが、次に評者が批判する個別的な論点について、スマス研究

注(1) 『思想』No.784(’89・10月号)60-62ページ参照。

(2) 星野氏の書評(経済学史学会年報、27号)は、この点に的をしぼっており、さすがであるが、主題をロッカーハチスンスマスにだけ限定されては、著者があえて「第1部」を展開した意図は消されてしまうのではないであろうか。

の共通基本主題にかかわる限りにおいて、何点か応答することにしたい。

3

第一は、スミス研究におけるハチスン¹の位置である。ハチスンがスミスの思想形成の核心をなしていたことは決定的に明白であるが、当時のグラスゴウにおける自然神学思想の系譜を間においてみると、その次第がより具体的に確証される。その「ハチスンがさきにこないのはおかしい」(201) というのが、評者の批判点の一つをなしているが、ハチスン思想の意義と特色は、プーフェンドルフとロックの自然法学をヒュームやスミスが社会科学的にとらえ直すさいの媒介・転回点としての役割を果たした点にあり、彼の思想自体も、スコットランド啓蒙の流れの中でとらえられねばならないことはいうまでもない。本書の「第一部」は、そうしたハチスーン・スミス関係の動態を近代自然法学とスコットランド啓蒙思想のコンテクスト分析に即して明らかにしようとしたもので、その上で本論に当る「第二部」で改めてハチスンから出発して、「ハチスーン・スミスの対比的考察」を行ったものにはかならない。「ハチスンの章が、ほぼ中央にきて……くりかえしおなじような顔をだす」(201) 結果になったのはそのためであるが、それはハチスンとの格闘・タックルの中から自らの思想を形成していったスミス思想の動態と本質を解明するために取られた手続きであった。叙述の巧拙は別にして、著者としては今の研究段階では徹底してハチスンにこだわるのがスミス研究の前進のために必要であると思考している次第である。

第二は、TMSの同感概念の性格と、それと欺瞞理論との関係をめぐる論点である。評者は、著者が「富や権力に対する憧れ(歓喜への同感感情)」ということばで欺瞞理論と同感理論をむすびつけていることには疑問をもつ(200)とし、「著者がスミスの同感概念の源流にさかのぼっ

たときに、同感あるいは類似のことばの存在にとらわれすぎて、内容の変化をみすごした」ことが、著者の見解が「わかりにくい理由のひとつ」(202) であるというが、「スミスのいう同感の本質」は果して評者のような『『観察者の同感』を中心とする』『等質社会での水平的同感』(204) に限定されるものであろうか。

スミスの「同感」概念は、TMSの冒頭の第1部第1編に定式化され、それがTMS全体系の基軸をなしていることはいうまでもない。しかし、スミスがそこで定式化・概念化した「想像的同感」論の根底をなす人一人間の感情的交流・交流原理としての「同感」思想は、スミスにだけ独自の固有のものではない。そうした交通概念としての同感概念は、むしろヒュームやケイムズその他の共通の観念であったように思われるが、その特色は、同感を利他的情動としてとらえていたハチスンまでの同感思想とちがって、同感をより作用因的な人間の自然の情^{フュージョン}動に基づく人一人間の感情的交流原理としてとらえた点にある。スミスが「主たる当事者の本源的情念と観察者の同感的情動との完全な協和」(TMS, I. i. 3.1) のうちに適宜性の原理を求め、「相互同感」原理に基づく情念^{パッション}の抑制を考えていたことも、こうした同感思想に基づくものといえよう。

こうした同感概念の転回を可能にした最大の契機は、ヒュームの宗教批判(ニュートン・ハチスンのデザイン論証批判)と、それをうけたケイムズの「道徳的欺瞞」論にあったのではないかと推測されるが、スミスは『情念論』とその第2部をなす『道徳感覚例解』に触発されたハチスン道徳哲学体系批判の方法叙説としてのTMSの中核概念をなす同感原理の構築に当って、ヒュームやケイムズからこうした人一人間の感情的交流原理としての同感概念を継承し、それを第1部第1編の同感理論の前提にしていたのである。スミスが初版の第1部で想像的同感論とならんで、人間の自然の情動に基づく「悲哀への同感」論や「歓喜への同感」論を展開し、6版

でも「慣行的同感」論を展開していたのも、この事実に対応するものといえよう。道德感情の腐敗の元となる「歓喜への同感」や「慣行的同感」が作用因としての人間の「自然の情動」^{ナチュラルアフフエクション}に基づくことは明らかであるが、スマスはそうした人間の自然の情動に基づく同感感情を「想像上の立場の交換」に基づく「観察者の同感」理論として措定し直すことによって、利己的情念を制御する論理を構築しようとしたのである。

それがTMS第1部第1編の同感理論であるが、スマスの同感概念をそこで定式化された同感理論に基づく「等質社会での水平的同感」に限定するのは、人間を「道德的欺瞞」の下におかれた作用因追求主体としてとらえるスマスの自然神学思想のもつ意味を看過した解釈であるといわざるをえない。スマスは、人間を基本的にさまざまな本能や情念と、歓喜への同感や悲哀への同感、さらには慣行的同感感情に象徴されるような自然的情動に従って動く作用因主体としてとらえた上で、そのような人間が他人の権利を侵害すると自然に ill desert の意識をもつ点に、正義の遵守を可能ならしめる「自然の構造の効用」(TMS, II. ii. 3) を認めているからである。スマスは、ヒュームやケイムズらと同じ人一人間の感情的交流原理としての同感概念を前提しながら、それを立場の交換の論理によって自己意識化した独自の同感概念を定式化したのであり、スマスがそこで概念化した同感理論がスマス独自のものであるということは、それだけがスマスの同感概念であることを意味するものではない。逆に、評者のようにスマスの同感論を「観察者の同感」概念にだけ限定してしまうと、同感論がTMS⇒LJ⇒WN全体のベースをなしていた次第が理解しえなくなってしまうことであろう。スマスの思想体系の基本的特色は、作用因としての「道德感情」を人間の本能や情念を規制する自然の情動のうちに見出した上で、人一人間における唯一の倫理としての交換的正義の法の原理を明らかにする過程で「立法原理」論としての経済学を生誕に導い

た点にあり、市民社会の自律の倫理と論理を人間の自然の情念と情動に即して解明する点に、自然神学思想に立脚していたスマスの倫理学とその展開としてのスマスの社会科学の課題があったことは明らかである。

スマスの同感理論が歓喜への同感感情に基づく富や権力に対する憧れを通して欺瞞理論と結びつく側面をもっていた理由はここにある。そうした芽をもった自然の情動こそが、スマスの同感論の人間学的基礎をなしていたのであり、評者のように「欺瞞理論と同感理論をむすびつけている」のは「同感の過大解釈」(200) であるとし、「利己心の相互=自主規制原理としての同感概念」(200) と「歓喜への同感」感情から生まれる欺瞞理論とが無縁のものであると考えるのは、第1部第1編の同感規定にとらわれてスマス同感論の枠組と前提を看過した見方ではないことは明らかである。そうした表層的な解釈では自然神学思想に立脚していたスマスの作用因としての人間把握のみならず、そうした作用因としての人一人関係を規制する唯一の倫理として、内なる観察者の同感原理に立脚する正義=法の原理論を展開したTMSの思想の精髓はとらえきれないのではないかと考えられるので、あえて異論を提出した次第である。

なお、評者も、戦後の日本のスマス同感論解釈に登場してきた造語に従って、スマスの同感論を水平的同感と垂直的同感に二分して整理しているが、「歓喜への同感」や「悲哀への同感」も、想像的同感と同じく本来は「巨大社会において相互に特別な関係(コネ)をもたない、対等・等質の個人間で作用するもの」(204) にほかならない。それが、権力者や金持への憧れやいわゆる同情の場合に垂直的になるものにすぎない。「慣行的同感」は、逆に、何らかのコネ関係を想定するものであるが、想像的同感と同様に水平的である。それも特定の場合には垂直的になりうるが、こうした曖昧な概念をスマス同感論解釈の基本座標とすることには疑問を感ぜざるをえない。

第三は、6版改訂の評価をめぐる論点である。著者が6版を「ハチスン回帰」として言及したことは、評者のいうように著者が「利己心の相互抑制の体系としてのスミスの社会理論への不満……から、反利己心的な要素をスミスのなかにみいだそうとする」(200)ことを意味するものではない。たまたま注記した川島信義氏は知らず、著者はスミスが6版でもハチスンの仁愛主義に回帰したとは全く考えていない。にもかかわらず、「ハチスン回帰」を語ったのは、スミスが主体の性格改善論としてのハチスンの実践道徳論を批判するため、人間のありのままの情念や偏愛性を容認した上での人一人間の交通の倫理(commutative justice)の確立を主題としていた初版とは逆に、6版では多分にハチスンの情念規制=自己規制論を基軸にした実践道徳論を展開しているからである。その点、本書では具体的に展開していないので誤解も止むをえないが、著者のスミス研究の基本は、TMS初版の主題とその展開としてのLJ⇒WNの論理をしっかりと踏まえることを通して、その補完・矯正としての6版改訂の意図と主題をスミス自身の内的論理の展開と社会環境の変化に即して把握する点にあり、6版の言葉の断片だけでスミスの思想を代表させる一部の潮流には批判的であることを明言しておきたい。

第四は、拙著の最終章をなす「同感法学の破綻」をめぐる問題である。評者は「破綻しているのは著者自身ではないか」(204)というが、新村氏や星野氏も水田氏と同様な疑問を提出されている。スミス研究者にはやはり「破綻」という言葉は、刺激が強すぎて到底容認しえないかにみえる。しかし、拙著の主題は、「同感法学の破綻」で、同感を原理とするスミス理論が破綻しているというのではない。この章の中心論点は、同感原理のみで法学を構築することは論理的に不可能で、スミスの意図がかりにそこに

あったとすれば、その試みは破綻しているといわざるをえないが、にもかかわらず、同感原理に基づいて正義の法の原理を統一的に説明しようとしたことが、スミスにおける経済学の生誕の基礎をなすことになったという点にある。著者としてはその点を踏まえた上での論評を期待したいが、この主題に関する水田氏の批判の中心点は、TMSの主題がもともとヒラの等市民関係を想定した論理で、そこに緊急避難的事例を持ち出すのは筋ちがいでないかという点にあるといえよう。スミス自身も、所有権の絶対性を所持者の期待への同感理論によって基礎付けた上で、その侵害に対する処罰の正当性を被害者の憤慨に対する観察者の同感論で説明している。そうしたスミスの論理展開の前提を認める限り、スミスの論理がそれなりに一貫していることは私も明確に承認している点である。問題は、そのことがTMSの同感原理の上に法学を展開しようとしたスミスの論理の貫徹を意味しない点にある。

TMSの基本主題は、人一人間のエクイティの原理を観察者の同感に求める点にあるが、エクイティ=正義の原理は観察者の二重同感を根幹とするものであった。スミス同感論の意義と特色は、観察者(S)が被害者(B)の立場だけでなく、加害者(A)の動機を問う点にあったが、所有権の侵害に伴う民事訴訟の場合にはAの動機や事情は問われぬため、ラフィルも指摘するように、功績の感覚の本質をなす二重同感論が成立しえないことは明らかである。Aの動機は問題が刑事になった場合になされる情状酌量の対象でしかない。所有の正義は、身体バリエーションの侵害の場合にみられるような、Bの憤慨に対しA—B両当事者の事情を考察したSが同感する点に成り立つような無前提の正義=エクイティではない。それは、Aの動機や事情の考察を切り捨てたところに成立する論理でしかない。そ

注(3) Cf. Raphael, D. D.: Hume and Adam Smith on Justice and Utility, *Proceedings of the Aristotelian Society for the Systematic Study of Philosophy*, LXXIII, 1972-3, pp.93, 98-99. 拙著, 343ページ参照。

うした一面的な前提に立脚するものがなおかつそれなりに正義＝エクイティの原理に即しているといいうるためには、すべての人間が等市民関係に立脚しているといいうる普遍的富裕の論証が必要である。この課題に答えたのがWNで、WNの主題が、所有の交換の正義を基礎付けるため、所有の重大な不平等にもかかわらず実質的正義（ホブズのいう配分的正義＝エクイティ＝⁽⁴⁾自然法）の実現可能性を理論的に論証するとともに、その実現を妨げる法慣行や実定法を歴史的に批判する点にあったことは明らかである。スミスは問題をそうした形で解決したのであるが、それはあくまでも問題の経済学的解決でしかなく、こうした論理展開自体同感原理だけでは所有の正義を完全には基礎付けえないことの表明に他ならない。所有の正義＝その絶対性論証は、同感原理だけでは不可能なのである。その点の認識から効用正義論を展開したのが、同感を社会関係の基本原則にしていたヒュームであったことはいうまでもない。スミスはそうしたヒュームの効用正義論の限界を本論で論証したように「状況に即した適宜性」の論理によって克服することを通して経済学の生誕への道を歩むこととなったが、ヒュームの当面した個別性を本質とする同感と所有の正義の普遍性・絶対性要求とのギャップは、状況の考察によって埋めきれぬものでないことは、本書で論証した通りである。

スミスにおける法学非展開の最大の理由もここにある。スミスが最期まで「法学」の展開・公刊を希望しながら果さなかったのは、「法学」の主題がWNに吸収され、書く必要がなくなったためだけではない。彼がLJ関係の一切の資料を焼却させたのは意にみたぬものを感じてい

たからで、書かなかったのは破綻していたからではないであろうか。ということは、何らスミスにおける同感原理に基づく法学形成の試みが無意味であったことを意味するものではない。スミスにおける経済学は、次著で具体的に論証するように、この試みの中から生誕してきたからである。⁽⁵⁾

4

われわれのスミス研究は、戦後のスミス研究の成果と戦後確立されたスミス像を前提し、その枠内で展開されてきたが、最近におけるスコットランド啓蒙研究の進展は、これまでの研究では看過されていたスミスの思想主題や思想背景を明確化する一方、従来のスミス研究の限界をも露呈させつつある。従来の研究の一つの限界は、スミスの自然法学に関する知識が不十分であったため、TMS⇒WN直結論に陥っていた点にあったが、第二の限界としては、スミスの「道徳哲学」講義の第1部門をなしていた自然神学に関する知識が欠けていたため、スミス思想のかなり一面的・公式的な近代的解釈に陥っていた場合が多かった点があげられよう。スミス研究の新展開が必要な所以はそこにあるが、それには種々な角度からの多面的な接近が要請されることはいうまでもない。

今日のスミス研究の大変さは、高度に多様化し複雑化した研究状況の下で、旧来のスミス像に従った部分的・断片的接近では通用せず、さりとて新しいスミス像も確立されていないため、圧倒的に増大した巨大な情報と密接不可分な思想の連鎖・関連を前にして、いかなる角度からいかに接近したら対象の真実に迫りうるかの見

注(4) Cf. *Hobbes's Leviathan*, Reprinted from the edition of 1651, Oxford, p. 75.

(5) 評者は、著者が「『懈怠』を『権利』としているのは原文の That の誤読である」(205)というが、著者は That を誤読したため「懈怠」を「権利」と解したのではない。著者は、評者のあげる236ページの文の元になっている233ページの引用原文の示すように、「他人の怠慢 (delinquency) のために蒙った損害を返済して貰う権利」を「懈怠」(delinquency)という言葉で総称し、それを「契約」「準契約」とならぶ「第3種類の対人権」として整理したため、懈怠を権利としたのであり、「懈怠」論が「権利」論であることは明らかであるが、誤解を生む表現であったことは率直に認めるものである。

通しさえたてにくくなっている点にあるようにみえる。私自身も、最近までほとんど念頭になかったスミスにおける自然神学思想の占める影の大きさに気付いて改めてTMSを読み直した結果、風景が大きくちがって見えることに愕然とした次第である。しかし、こうした研究状況は逆に処女地開拓の希望を与えるものでもあり、旧来の固定観念にとらわれず、さりとしてたんなる主観的な思いいれや読みこみを排し、対象そのもののうちから生まれ出てくる対象それ自体の内的論理の展開に身をまかせることこそ、研

究者に課された使命であるといえよう。

著者の生来の非力のため必ずしも理解しやすすくない拙著の問題点を分かりやすく整理し、問題の所在を明確にしてくれた評者の数々の貴重な指摘を噛みしめながら、すべてのスミス研究者とともに新しいスミス像の構築に向って模索を続けてゆくことが、評者の疑問に答える最良の道と考え、水田氏をはじめとする評者諸氏のそれぞれに好意にみちた論評に改めて謝意を表したい。

(神奈川大学教授)